

第2部第3章 贈与 549条-554条

表：売買との異同

[構造 1～3]

	売 買	贈 与
成立	合意のみで成立	合意のみで成立
拘束力	原則として自由な離脱はできない	書面によらない場合には、履行が終わってない部分について解除可能
構造	売主と買主が対価的意義を持つ義務を互いに負い合う 双務有償契約	贈与者のみが受贈者に対して給付義務を負う片務無償契約
効力（履行義務）	売主は契約に適合する物を引き渡す義務を負う。契約不適合がある場合、買主は追完（562条）などを請求できる。買主は代金支払義務を負う	贈与者が目的物の引渡義務を負うことは売買における売主と同様。ただし、551条1項に特殊な規定があり、その限りで贈与者の履行義務が制限されている。受贈者は原則として義務を負わない